

第174回統計委員会・第22回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和4年2月21日（月）16:05～18:15

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一、村上 由美子

【臨時委員】

篠 恭彦、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課企業
統計分析官、文部科学省大臣官房審議官（総合教育政策局担当）、厚生労働省政策統括
官（統計・情報政策、労使関係担当）

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調
査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、重里次長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第160号「学校教員統計調査の変更について」
- （2）毎月勤労統計調査について
- （3）令和4年度における統計リソースの確保状況について
- （4）建設工事受注動態統計調査について

5 議事録

○椿委員長 定刻を少し過ぎましたけれども、ただ今から第174回統計委員会と第22回企画部会を合同開催したいと思います。

本日は、秋池委員が欠席となっています。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第にあるとおり、諮問、毎月勤労統計調査、統計リソース、建設工事受

注動態統計調査について説明があります。本日の議事はこのようにしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名・ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

○樫委員長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

諮問第160号、学校教員統計調査の変更について、まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の内山でございます。よろしくようお願いいたします。

本日は、文部科学省が実施している基幹統計調査の一つ、「学校教員統計調査」について諮問いたします。昨年12月に答申をいただいた学校保健統計調査と同様、学校に回答をお願いする調査となります。資料は1-1と1-2となります。

資料1-2の諮問文にありますとおり、文部科学大臣から本調査の計画変更について申請がございました。この申請に対して、総務大臣が承認の適否を判断する際の手続の一環として統計委員会の御意見をお聴きするというものでございます。

具体的な説明につきましては、資料1-1の諮問の概要で行いますので、そちらを御覧いただければと思います。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目です。本調査の前回実施時の概要をまとめたものでございます。本調査は、3年周期なので、令和元年度の概要でございます。

調査の目的は、学校における教員構成あるいは教員の属性についての詳細な情報を把握するとともに、異動後の状況、つまり、学校における教員の出入りについても把握するというものです。

調査対象は学校等ということで、幼稚園から大学はもとより、専修学校、各種学校、そして認定こども園を含む網羅的な調査となっております。学校によって回答する調査票の違いはあるのですが、調査全体としては全数調査となっております。そして、調査の周期は3年、それから調査方法は郵送とオンラインが用いられています。

調査票の構成や調査事項につきましては、その下に表でまとめておりますが、この後の説明の関係もあり、少し詳細に御説明いたします。

本調査は、三つの調査票で構成されています。①の教員個人調査票と、②の学校調査票、これらは教員の現状の体制について把握するものです。これに対して、③の教員異動調査票は、前年度1年間における採用・転入など、学校における教員の出入りの状況を理由別に把握するというもので、相互に性格の異なる調査内容となっております。教員の体制に関する調査票である教員個人調査票と学校調査票、両者の違いですが、教員個人調査票の方は資料を御覧いただくとお分かりのとおり、教員一人一人の属性について詳細に聞くというものであるのに対して、学校調査票の方は、性別、年齢、それから職名別、この人数だけを聞くというものになっております。ですので、教員個人調査票が「詳細調査」とい

たしますと、学校調査票の方は「簡易調査」、そのような関係になっていると御認識いただければと思います。

そして、これら調査票に回答していただく報告者、つまり学校の選定方法についても特徴がございます。表の右側になりますけれども、本調査の中心となるのは教員個人調査票なのですが、教員一人一人の細かな情報について回答を求めるものですので、全ての学校に、この記入をお願いするのはさすがに負担が大きいということで、学校種別によって全数又は無作為抽出を選択して行われます。大ざっぱに申し上げますと、母集団が大きい学校種別については全数調査、相当程度の数があれば標本調査とされています。例えば、国立の学校については全数調査なのですが、公立の小中学校は標本調査、そのように実施されています。その上で、教員個人調査票が当たらない学校について学校調査票で人数ベースの回答をお願いするという形で実施されています。

ですので、脚注にも記載しましたが、調査対象である学校は、教員の出入りがあった場合に教員異動調査票を回答していただくほか、教員個人調査票か学校調査票のいずれかの回答をしていただくということになります。また、学校調査票なのですが、教員個人調査票の情報を人数ベースに集計したような表形式の様式となっております。そのため、教員個人調査票を作成する学校の情報も学校調査の集計の際には活用される、そのような取扱いがなされております。

なお、今回の変更の関連で申し上げますと、特別支援学校については、数がおよそ1,100程度ということで、学校全体の5万5,000程度の中でも限られているということもございまして、全ての特別支援学校について教員個人調査票の記入が求められています。

少し長くなりましたが、以上が調査の概要になります。

本調査は、このように教員に関する総合的な調査でございますので、2ページ目に掲げたものはほんの一例でございますが、様々な場面に結果を提供し、活用いただいているところでございます。

では、今回の変更は何かということで、3ページを御覧いただければと思います。

冒頭に書いてございますけれども、今回の変更内容は集計事項の一部取りやめでございます。この一点のみで、調査事項とか調査方法といった調査実施上の変更はございません。具体的には、先ほど御説明した三つの調査票のうち教員異動調査票、こちらにおける「特別支援学校」の集計のうち、暫定的に行われていた旧学校種による集計を取りやめるというものでございます。

旧学校種が何かということも含めて、少し背景や経緯を御説明いたします。「(2)経緯」の枠囲みのところですけれども、我が国では、平成18年度まで、障害をお持ちの方々への教育の場として、盲学校、聾学校、そして養護学校という学校種が設けられていました。しかしながら、様々な障害種について対応が可能になる体制づくりが重要という観点なども踏まえまして、平成19年度の学校教育法の改正によりまして特別支援学校という学校種に統合されました。これに連動する形で、本調査におきましても、下の図で青い網かけになるのですが、平成16年度調査までは、盲学校、聾学校、養護学校という集計だったのですが、これが平成19年調査以降からは、本調査を構成する3調査票とも特別支援学

校としての集計に変更されました。また、これに合わせて、枠囲みの②でございますけれども、学校調査票、それから教員個人調査票については、個々の教員が担当する障害種別ごとの集計も開始されたのですが、一方で、③のとおり、教員異動調査票については旧学校種による集計が暫定的に続けられてきました。そして、今回、今御説明したところの③が取りやめを計画している部分ということになるわけですが、その理由を御説明するに当たっては、②に記載した教員個人調査票の集計との比較があった方が、御理解が進むと思ひまして、最後の5ページで触れておりますので、先にそちらを御覧いただければと思ひます。

5ページの下半分でお示ししているのが教員個人調査票の特別支援学校用の様式になります。教員個人調査票というのは、教員個人の細かな属性について把握するという目的から、学校種ごとの様式が異なるのですが、特別支援学校用の様式では、真ん中よりちょっと右側ですね、赤で囲んでおりますが、「障害種別担当状況」という項目がありまして、教員ごとの担当状況が分かるという仕組みになっています。そのため、特別支援学校全体としての集計のほかに、視覚障害など障害種別ごとの集計もできるということです。

一方、教員異動調査ですが、4ページに戻っていただければと思ひます。こちらは、もともと学校における教員の出入りを把握するもので、教員個人調査票のように個々の教員の障害種別担当についての調査事項が設けられておりません。そのため、教員個人調査票と同様の集計ができませんので、特別支援学校全体としての集計のほかに、法改正前の旧学校種である盲学校、聾学校、養護学校という区分を便宜的に用いた集計が暫定的に続けられるという形になりました。その際には、資料の枠囲みの中ほどに例示をした注を集計表に付した上で行われています。このような取扱いがなされてきたのは、本調査が3年周期で比較的時間隔があるということ、また、法律上の区分が特別支援学校に変わったからといって、個々の学校が対象とする障害種別が直ちに変わるわけではないということもあって、時系列を勘案して続けられてきたという面があります。しかしながら、資料の矢印の部分となりますが、法改正から既に10年以上経過して、従前のような縦割りの学校種ではなく、他の障害種別にも教育の幅を広げるといった学校や新規の特別支援学校も出てきております。そのため、法改正前の古い学校種による集計を続けることが難しくなっているという状況です。加えて、今回、本集計の利活用を確認した結果として、本来の特別支援学校としての集計があれば足りていて、旧学校種による集計について特段の利活用が認められなかったとのことでした。そこで、令和4年度の調査実施に当たりまして、教員異動調査について、特別支援学校としての集計はこれからもしっかり続ける一方で、暫定的に行ってきた旧学校種による集計は取りやめて、集計事項を整理しようというのが今回の計画であります。

以上が今回予定されている内容となりますけれども、今回の変更を改めて一言で申し上げますと、平成19年度の学校教育法の改正後、暫定的に続けられてきた集計表について、その後の状況変化や利活用状況を踏まえて取りやめ、集計の効率化を図るものと思ひます。

以上が私からの説明となります。

この後、文部科学省から補足のコメントもございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。

それでは、調査実施者である文部科学省から何か追加のコメントがあれば、よろしくお願ひいたします。

○**山本文部科学省総合教育政策局調査企画課分析調査官** 文部科学省でございます。

今回の変更の趣旨、背景につきましては、ただ今、政策統括官室の方から資料を用いて御説明をいただいたところでございますけれども、私どもからも口頭にていくつかコメントをさせていただきたいと思ひます。

今回の変更事項につきましては、平成19年の学校教育法の改正によりまして、学校種が特別支援学校に統合された旧学校種ごとに集計していた教員異動調査の集計について取りやめるといふものでございます。

今回御検討いただく特別支援学校は、平成19年の学校教育法の改正により、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設することを目的としてできた学校種でございます。

平成19年当時の本調査では、平成18年度間の異動状況を調査するものでございましたので、旧学校種での調査結果についても利活用する場面がございました。しかしながら、改正後の特別支援学校については、複数の障害種別を担当している学校が増えてきている中で、異動調査が学校単位での調査であることから、現在暫定的に実施している旧学校種ごとの集計においては、複数の障害種別には計上されず、主な障害種別のみで計上されております。このため、今後さらに複数の障害種別を担当する学校が増えることを考えますと、一つの障害種別のみで計上されるという点で、集計内容の厳密さが失われていくことが想定されます。

このことを踏まえまして、今回御検討いただく集計について文部科学省の政策担当部署や都道府県に利活用の状況を確認しましたところ、現在では利活用されておらず、施策上も特段の支障がないことを確認したことから、経過措置的に行っておりました当該集計については継続する必要がなくなったものと認識をしております。

総括して申し上げますと、そもそも異動調査は、教員個別の担当種別ではなく、学校種ごとの異動状況を把握することを目的として行っているものでございまして、今回の変更によって経過措置を終えることで、本来の調査設計に沿った学校種ごとの集計に戻ることとなります。また、調査事務を分担していただく都道府県においても公表前の確認作業などの負担軽減が図られるとともに、御利用いただく方々の利活用にも影響が生じないというふうな、このような変更になっていると考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

文部科学省からは以上でございます。

○**樫委員長** 補足説明ありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付託し、同部会で審議いただくこととしますけれども、ここで何か特段の御質問あるいは御意見があれば、委員の皆様方からよろしくお願ひいた

します。

佐藤委員の手が挙がっていらっしゃいますか。佐藤委員、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 御説明ありがとうございました。今回の変更については、私は問題ないと考えております。この学校教員統計調査ですが、政策に役立てることを考えますと、例えば、初等中等教育の教員について、都道府県別の過不足ということが非常に重要になりますが、これまで公表されてきた結果に、都道府県別の集計はありますでしょうか。

○樫委員長 いかがでしょうか。

○山本文部科学省総合教育政策局調査企画課分析調査官 文部科学省でございます。

御質問いただいた件につきまして、いくつかの集計表については都道府県別で既に集計をされているんですけども、どの調査票についておっしゃっていらっしゃるのかというのは分かりますでしょうか。

○佐藤委員 e-Statなどで簡単に見られるところに都道府県別の結果があるのかなと思って質問いたしました。都道府県別に、離職や、年齢、平均年齢等が集計されているのでしたら結構でございます。ありがとうございます。

○山本文部科学省総合教育政策局調査企画課分析調査官 ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほかに。清原委員から手が挙がっています。清原委員、よろしく申し上げます。

○清原委員 御説明ありがとうございます。清原でございます。

私は、今回の変更については、今御説明いただきましたように大きな問題はないと受け止めておりますけれども、改めまして、この学校教員統計調査の意義について再確認をさせていただければと思います。

現在、中央教育審議会においては、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会が設置されて、免許の更新制についても深い検討がされています。そうした中、改めまして、教員の資質向上ですとか、あるいは、今、いわゆる「GIGAスクール構想」ということで1人1台タブレット端末による教育というのも推進されている中、社会人としての経験がある方が改めて教員として学校教育に取り組んでいただきたいと、このような期待も社会的にはある現状です。

そこで、学校教員統計調査がまさに特に異動の実態などを把握することによって、教員の現状あるいは多様性、また、そこに存在する問題、とりわけ最近では教員という職業に就きたいという方の人数が減少していることなども社会的に注目されている中、正しい現状を把握する統計調査は本当に意義があると思っています。したがって、この学校教員統計調査について、社会的な注目もいただきたいし、適切な調査をしていただきたいと願っているところです。

そこで、特に今回は、いわゆる特別支援教育をつかさどる学校種を旧法から過渡的にしていた集計を改めるということですが、そこで文部科学省に伺います。特別支援学校を経験しているということが発達障害児の増加の中で重視されている傾向もありまして、総括して特別支援学校とすることによっても特別支援学校と一般の学校との異動の現状がしっかりと把握されて、教員の異動の実態の中から両者を経験することの意義あるいは両者を

経験する適切な異動を検討する際の資料としての有効性は、引き続き確保されるというふうに受け止めてよろしいでしょうか。学校教員統計調査の意義を再確認させていただくとともに、今回の変更によって、より一層、教員の実態が適切に把握されるという意義についてはほとんど問題がないと判断をさせていただきたいと思ひまして、そのことについていま一度確認をさせていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○樫委員長 これも、文部科学省の方から御回答あれば、よろしくお願ひします。

○山本文部科学省総合教育政策局調査企画課分析調査官 まず、一つ目の学校教員統計調査の意義でございますけれども、こちらの調査につきましては、教員個人の属性とか、職員の職務態様ですとか、異動状況について調査を行っているものでございまして、特に委員のおっしゃられたような異動の実態把握については、その異動した理由なども把握をしている調査でございます。文部科学行政において大きな意義を持った調査であると考えております。

それから、二つ目の、今回の変更を踏まえて特別支援学校と普通の学校を経験する異動というようなものを今も調査できておりますけれども、今後もそこは変わらず調査ができるものと考えてございます。

以上です。

○清原委員 ありがとうございます。確認させていただきました。感謝いたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、白塚委員、よろしくお願ひします。

○白塚委員 かぶるので、もういいです。すみません。ありがとうございます。

○樫委員長 はい、そうですか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思ひます。

本調査は3年周期で行われるものですが、今回の変更は、平成19年の学校教育法の改正後、暫定的に続けられていた集計表について、その後の状況の変化や利活用の現状を踏まえて取りやめるといふものと理解いたしました。

このように論点がかなり限られるようですので、津谷部会長におかれましては、効率的に部会所属委員の意見を取りまとめ、できれば次回委員会において報告をお願いしたいと思います。津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、審議のほど何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○津谷委員 承知いたしました。

○樫委員長 よろしくお願ひします。

それでは、次の議事に移ります。文部科学省、どうもありがとうございました。

次の議題は、毎月勤労統計調査についてです。

それでは、よろしくお願ひいたします。まず、毎月勤労統計調査につきまして厚生労働省から御説明をよろしくお願ひいたします。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 厚生労働省でござ

います。

毎月勤労統計調査の見直しにつきましては、昨年4月に統計委員会に御報告いたしましたが、速やかに見直すべきものについて見直しを進めていくとともに、より専門的な見地から検討が必要なものについては省内検討会において検討を進めていくこととしておりました。速やかに見直すべき事項については、昨年夏に統計委員会でも御審議いただき、調査計画の変更を行いました。専門的な見地から検討が必要なものについては、厚生労働省内に設置している厚生労働統計の整備に関する検討会の下に毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループを設けて検討を進めております。このワーキンググループにおいて、今年度、毎月勤労統計調査のベンチマーク更新の取扱いについて検討を行い、令和4年1月分調査での対応を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

最初に、ベンチマーク更新の説明をいたします。少し飛びますが、資料2の10ページを御覧ください。毎月勤労統計調査では、産業・規模別に調査事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率——推計比率と呼んでおりますが、を用いて集計を行っているため、母集団労働者数を適切に設定することが賃金・労働時間を適切に推計するために重要となります。この母集団労働者数については、事業所の全数調査である経済センサス - 基礎調査等の結果を用いて設定し、毎月勤労統計調査の労働者数の増減等により翌月の母集団労働者を推計していきますが、年月がたつにつれて推計と実績との間にかい離が生じてまいります。このため、毎月勤労統計調査の集計に用いる母集団労働者数の実績とのかい離を是正するために、経済センサス - 基礎調査等の結果を労働者数のベンチマーク（水準点）として母集団労働者数を更新する作業を行っており、この作業を「ベンチマーク更新」と呼んでおります。ベンチマーク更新については、従来、経済センサス - 基礎調査を用いていましたが、令和元年の経済センサス - 基礎調査は調査方法が見直されていることから、今回、ワーキンググループにおいて、ベンチマーク更新をどのように対応するかについて検討を行ったものです。

具体的な内容につきましては、資料の2ページにお戻りいただきまして、検討の時系列に沿って検討結果を4点にまとめております。1点目は、次回のベンチマーク更新の実施時期です。2点目は、ベンチマーク更新に用いるデータについてです。3点目は、公営事業所の労働者数の推計についてです。4点目が、今後の課題です。資料の3ページ以降に検討に用いたデータなどを添付しておりますので、こちらを用いて内容を御説明いたします。

3ページを御覧ください。次回のベンチマーク更新の実施時期についての議論の内容をまとめております。先ほど御説明したとおり、ベンチマーク更新は実績と推計のかい離を補正するものですので、実績として事業所数の全数データが必要になります。次回のベンチマーク更新に利用可能なデータとしては、3ページの下表にありますように、候補としては、平成28年経済センサス - 活動調査、事業所母集団データベースの令和元年次フレーム、令和3年経済センサス - 活動調査の三つのデータが考えられます。このうち、事業所母集団データベースの令和元年次フレームは、令和元年経済センサス - 基礎調査を基にしておりますが、令和元年経済センサス - 基礎調査自身は既存事業所について改廃のみを

調査しており、労働者数は把握されておりませんので、労働者数のデータを保有する令和元年次フレームを事業所の全数データの候補といたしました。令和3年経済センサス - 活動調査は事業所の最新の全数データになりますので、このデータを利用することが最も望ましいのですが、この調査結果が利用できるようになるのが令和6年の1月分の調査の頃と見込まれますので、それまでベンチマーク更新を遅らせると、実績と推計の乖離がさらに大きくなり、ウエイト変化によりベンチマーク更新を行った際に賃金・労働時間の集計結果に大きなギャップを生じかねないことから、平成28年経済センサス - 活動調査か事業所母集団データベースの令和元年次フレームのいずれかを用いて、令和4年1月分調査においてベンチマーク更新を行う方針といたしました。

4 ページを御覧ください。令和4年1月にベンチマーク更新を行う場合、令和元年次フレームと平成28年経済センサス - 活動調査のいずれをベンチマーク更新のデータとして用いるべきか、比較を行いました。4 ページの表にそれぞれの特徴をまとめております。平成28年経済センサス - 活動調査は、民営事業所のみ調査であり、公営事業所が調査対象に含まれておりません。令和元年次フレームは、公営を含めて令和元年経済センサス - 基礎調査で把握した事業所の全数が含まれていますが、令和元年経済センサス - 基礎調査では新設事業所のみ労働者数が把握され、既設事業所については過去の調査結果等の数値が格納されております。年次フレームの労働者数の更新はいつ行われたか分からないのですが、平成28年6月に実施された経済センサス - 活動調査の時点から令和元年6月に作成された令和元年次フレームまでにどの程度が更新されているのか分析を行ったところ、更新された民営事業所の割合は、事業所数で見ると約17%、労働者数の割合で見ると約25%でありました。これらの状況から、ベンチマーク更新に令和元年次フレームを用いた場合、労働者数の増加が織り込まれず、労働者数が過小に評価されている可能性があります。また、更新時期が事業所ごとに異なり、更新を考慮した労働者数の補正も困難なため、データの把握時点が少し古くなりますが、公営事業所の労働者数の推計を行った上で、民営事業所の労働者数を全て把握している平成28年経済センサス - 活動調査を使用すべきという結論に至りました。

5 ページを御覧ください。平成28年経済センサス - 活動調査を用いる場合の公営事業所の労働者数を推計する方法についてまとめています。平成28年経済センサス - 活動調査は民営事業所のみ調査しているため、公営事業所について何らかの推計が必要になります。そこで、五つの案について検討を行いました。公営事業所の労働者数を含めた全数の調査結果があるのは、直近では平成26年経済センサス - 基礎調査であり、事業所数や新設事業所の労働者数に限れば令和元年経済センサス - 基礎調査が活用できます。この調査から得られる情報をできるだけ利用して計算を行う方法が案5でございます。案5でお示しした計算式になります。この計算は集計する産業と事業所規模ごとの区分で行わなければならないことから、実際の運用を考慮して少し簡略化した計算式が案4になります。案4と案5の事業所数の全数情報が得られる平成26年から令和元年の1事業所当たりの労働者数が変化しないものとして、公営事業所数の増減率を用いた推計になり、案5は、労働者数を把握している事業所については把握している情報を活用して推計するというものでござい

ます。また、案1は、平成28年と平成26年の公営事業所の労働者数に変化がないものとした場合、案2は、公営事業所の労働者数の伸び率が民営事業所と同じ伸び率であると仮定した場合、案3は、平成21年から平成26年までの公営事業所の労働者数の伸び率がそのまま平成28年まで続くと仮定した場合になります。

6ページを御覧ください。五つの案により平成28年6月の公営事業所の労働者数を試算した結果や特徴をまとめております。試算した平成28年の推計労働者数についてどの結果がよいか判断するために、既に調査結果が得られている平成26年の労働者数の推計を、平成21年経済センサス - 基礎調査と平成26年経済センサス - 基礎調査を用いて、案1、案2及び案4について推計して当てはまりの確認をいたしました。その結果を6ページの下の方の星印のところに記載しております。試算では、案4が最もかい離が小さくなりました。なお、案4と案5では、平成28年の労働者数の推計結果が226.1万人と226.0万人とほとんど差がありませんでしたが、案5では、令和元年経済センサス - 基礎調査で把握した新規の公営事業所の労働者数を組み込んだものであり、より精緻に計算がなされていることから、案5を採用することが適当との結論となりました。作業ミスを防ぐため、推計の作業上、支障があれば、案4を採用することとしても差し支えないというお話もいただいておりますが、ワーキンググループでの結論に従い、案5で作業を行う方向で、現在、準備をしているところでございます。

続きまして、参考資料の説明になります。説明の順序が前後いたしました。8ページに毎月勤労統計調査の概要を記載しております。調査の目的にありますように、毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査から構成されています。ベンチマーク更新の検討は主に全国調査について行いましたが、地方調査についても同様の方針を適用する予定でございます。

9ページには、全国調査の主な結果を掲載しております。

10ページには、冒頭で説明いたしましたが、毎月勤労統計調査におけるベンチマーク更新についての説明を掲載しております。

11ページを御覧ください。ベンチマーク更新に伴う常用雇用指数改訂のイメージをお示ししております。グラフを御覧いただきたいのですが、黒の実線は常用労働者数を示しております。令和4年1月のところが階段状になっております。このように、毎月の調査結果から推計した労働者数を経済センサス - 活動調査の結果等を用いて推計した数値に改訂する作業がベンチマーク更新になります。過去の階段状になっているところは、過去のベンチマーク更新によるものでございます。ベンチマーク更新を行った際、常用雇用指数の伸び率を改訂いたします。具体的には、常用雇用指数は、赤い点線が現在の公表値になりますが、これが令和4年1月の確報以降は、ベンチマーク更新に伴い、青い実線に改訂されることとなります。また、賃金や労働時間について、ベンチマーク更新に伴う指数の遡及改訂は行いませんが、労働者ウエイトの変化で賃金にも一定の影響が生じます。ベンチマーク更新の前後でどの程度影響があるかについては、ワーキンググループにおいて、当時公表されていた令和3年5月分調査の時点でベンチマーク更新を行った場合の影響を試算しており、産業計・規模計で見ると、常用労働者数マイナス2.3%、きまって支給

する給与マイナス0.3%、総実労働時間については0.0%程度の影響がございました。令和4年1月にベンチマーク更新を行った場合もこの程度の影響が見込まれますが、令和4年1月には事業所の部分入替えの影響も生じるため、令和4年1月の確報の公表に合わせて影響を分析して公表し、後日、統計委員会にも御報告させていただきたいと考えております。

あと、ベンチマーク更新とは異なる話でございますが、毎月勤労統計調査では、現在、2015年を100とする指数にしていることから、令和4年1月から2020年を100とするよう基準時更新を行う予定としております。平成16年1月から平成23年12月について、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができていなかったことから、時系列比較の推計値を作成して公表しております。これは、指数について時系列比較を可能とするための推計値を作成したものであり、平成24年以降の指数についてもこれに接続すべきと考えられますので、今回のベンチマーク更新、基準時更新に合わせて指数を接続する処理をあわせて行う予定でございます。これについては指数のみ改訂し、実数については改訂しない予定でございます。

ベンチマーク更新におけるその他の留意事項といたしまして、前回、平成30年1月にベンチマーク更新と同時に毎月勤労統計調査において常用労働者数の定義変更を行っておりますが、平成30年ベンチマーク更新に用いた平成26年経済センサス - 基礎調査は定義変更前、今回用いる平成28年経済センサス - 活動調査は定義変更後となります。具体的には、労働者数の定義について、従来は、期間を定めずに雇われている者、1か月を超える期間を定めて雇われている者または臨時または日雇労働者で前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者となっておりますが、毎月勤労統計調査では、平成30年1月分調査から、期間を定めずに雇われている者または1か月以上の期間を定めて雇われている者となっております。一方、平成30年ベンチマーク更新に用いた平成26年経済センサス - 基礎調査では定義変更前の労働者数となっており、厳密には整合していませんでしたが、今回のベンチマーク更新で用いる平成28年経済センサス - 活動調査で常用労働者数の定義が整合する形になります。先ほど申し上げましたベンチマーク更新による常用労働者数や賃金への影響には常用労働者の定義変更の影響も含まれていることとなります。なお、この影響について、過去に行った試算によりますと、定義変更に伴う労働者数の変動は1%以内と考えておりましたので、影響は僅かと考えております。

お手数ですが、2ページにお戻りください。ここの4番を御覧ください。最初に御説明いたしましたように、令和3年経済センサス - 活動調査は公営事業所を含む全数調査になりますので、この調査結果が活用できるようになった場合には速やかにベンチマーク更新を実施すること、また、調査結果の推計の基本となる母集団労働者数の推計方法の改善を検討することが、調査結果と実態がかい離しないために必要であるとの御指摘を、ワーキンググループにおける検討の結果、今後の課題としていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願います。

す。白塚委員、よろしく申し上げます。

○白塚委員 ベンチマークの更新は必要なもので、是非速やかにやっていただいた方がいいと思います。ただ、最後のところで少し触れられていましたけれども、ベンチマーク更新の度に使えるデータが違ってくることになるわけなので、将来的な、どういうサイクルでどういうふうにベンチマークを更新していくのかということについて、もう少しきちんと先行きの見通しを踏まえたやり方について、今度の経済センサスが使えるようになったときにもう一回チェックするということではしょうけれども、その結果も踏まえてもうちょっと長い目で見て、毎回毎回検討していくよりは、どういうふうにやっていくのがいいのかということについてももう少しきちんと整理した方がいいのかなというふうな印象を持ちました。

それから、もう一つだけ、毎月勤労統計調査についてはいろいろ問題もあったりして、それぞれの対応を進めてきたわけですが、全体的な印象として、問題が起こるたびにパッチワークを当ててきたような印象があって、その結果として、ある変更が他のところにどういうふうな影響が出ているのかということが、何となくきちんと整理されていないような感じをすごく強く受けるのですね。なので、今までの修正とかも踏まえて、統計全体の作り方としてどういうふうな変化が起こったのかということをもうちょっと包括的にきちんと、1回、時間をかけて整理し直した方がいいのではないかなという感じを受けました。この厚生労働省の研究会があるので、せっかく検討されるのであればそういうところも含めて、もう少し検討していただいたらいいのではないかというのが、今、話を聞いていた印象です。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

厚生労働省の方で何か御回答ありますでしょうか。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 私どもも、このベンチマーク更新を定期的に、できるだけ短い期間で行っていきたいと思っているところでございます。といいながらも、経済センサスの在り方がとても大きく影響いたしますので、その辺は総務省とも御相談しながら、できるだけ短い間隔で全数のリストが得られるような、労働者数が得られるようなことになってくれば、それに基づいてパンクチュアルにやっていきたいと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。公営に関しては、次のセンサスだと少しきちんとした情報が取れるということを伺いましたけど、そういうこともうまく今後もつながっていくと。よろしいですね。それでよろしいでしょうか。私の認識が間違っていたらごめんなさい。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 あと、全体的な見通しといいますか、いろいろな変更がどのように及んでいったのかというのはちゃんと1回整理すべきという御指摘がございましたが、まさに短期的な問題と、それから長期的に取り組む問題というふうに私ども認識しておりますので、それにつきましては厚生労働省内にワーキンググループを設置させていただいておりますので、そちらで是非検討していき

たいと思っているところでございます。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。非常に重要なポイントだと思います。

川崎委員から手が挙がっております。川崎委員、よろしくをお願いします。

○**川崎委員** ありがとうございます。御説明ありがとうございます。先ほどの白塚委員の御指摘ともちょっとかぶるところがあるのですが、私もこのベンチマーク更新は速やかにやるということには賛成ですので、是非うまく進めていただきたいと思います。

それから、やはり今の段階で全部の見通しは出せないかもしれないけれども、いくつかの選択肢もありながら、こういう対応の仕方もあるというふうにお考えになっているようですので、是非そこら辺も何らかの形で見える形にさせていただいたらと思います。

その上でお願いなのですが、これ、令和4年1月分から行うということですので、現在まで、たしか令和3年の12月分まで公表されているということかと思っておりますので、あと1か月もすればその次の公表があるということかなと思うのですね。ですので、このアナウンスは、せっかくなれば早めにしていただいた方がいいのではないかということ。それから、公表のときにある程度きちんと、ここに書かれたような説明をもう少し詳しく書いていただくといいのかなと思うのです。多分、これを読んだだけで何が起きているか分かる人は少ないのではないかなと。私自身もちょっとまだよく分からないところがあるので、本当は時間があればゆっくりお聞きしたいのですが、ただ、あまりこの委員会でお聞きしても、厚生労働省で設置されている研究会の屋上屋になってもいけないので、そっちを避ける意味でありゆっくりお聞きするのは省略したいと思いますが、要は、研究会を通じてまたいろいろなことが整理されているんだろうと思うので、それを一度、きちんとまとめたものを是非ウェブ上にアップしていただいて、今回のベンチマーク切替えはこういうことなんだということをきちんと説明する資料を出していただけたらと思います。

それからもう1点は、ベンチマーク切替えがあると、やはり何らかの段差が起こることが通常だろうと思っておりますので、その評価についても是非何かまとめたものを出していただきたいというお願いです。

以上です。

○**椿委員長** これにつきましても、厚生労働省様の方から御回答いただければと思います。

○**井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官** この更新につきましては、情報提供をきちんとしなさいというのは統計委員会からも言われておりますところでございますので、速やかに予告といいますか、こういう形で公表の形が変わりませうというのは公表したいと思っております。

それから、影響につきましても、結果が出ましたならば、公表するとともに統計委員会にも御報告できればと考えているところでございます。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、菅委員から手が挙がっております。菅委員、よろしくをお願いします。

○**菅委員** ありがとうございます。少し整理させていただきたいのは、これ、名簿を見ますと、労働者総数の話は（音途切れ）なんですけど、（音途切れ）事業所母集団データベースをどんどん、つまり新しいものをどんどん使っていくと。で、ターゲットとしての労働

者総数をそれとは全く別に経済センサス等から取ってきて、それをターゲットに膨らましている、ただ、名簿はこれに関係なくどんどん更新されていくと、そういう理解でよろしいですか。

○樫委員長 すみません、よろしくお願いします。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 調査事業所を抽出する事業所名簿につきましては、事業所データベースの一番新しい年次のものを使うということですので、労働者数と事業所のリストとは別な管理というか、使い方になっております。

○菅委員 その場合、だから、変な話だけど、ターゲットとなる労働者総数というのはもう全く別のソースから、要するに名簿と関係なく拾ってきて、そこを当てに行くという感じの設計になっているんだと思うのです。それをこれまでは経済センサス - 基礎調査や経済センサス - 活動調査を使っていたという、そういう理解だと思うのですが、一つの考え方として、今おっしゃられた総数が動くという話を一つ考えるとしたら、労働力調査もあるわけだし、もちろん概念が全然違うから難しいというのは分かるのですが、ある種のトータルだけ見るのであれば別のソースを使ってもいいのかなという気も、そういう考え方もあるのではないかなというふうには思うんですけど、そういうのはないのでしょうか。

○樫委員長 よろしくお願いします。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 新設の事業所などを把握するという意味で一番新しい年次フレームを使わせていただいております、あと、労働者数の方でございますけれども、ここはいろいろ御指摘もあるところでございますが、雇用保険のデータなどを使って補正するという処理をしているので、できるだけ最新のものになるようにということで工夫はしているのですが、ただ、その計算がよいのかというのはこれからちょっと議論していかなければいけないところでございますので、ちょっと労働力調査とどういうふうに関係するのかというのは分からないですけども、月々の事業所ベースでの労働者数の把握というのは毎月勤労統計調査でないと、別ではできないのかなと思っております。

○菅委員 今おっしゃられた労働保険という手も一つあるし、つまり、労働者数の総数を当てに行く。ターゲットを取るんだったら別に名簿と切り離して考えていいわけで、名簿はおっしゃるとおり事業所母集団データベースを使うのがいいわけで、だから、今の御説明だと、まるですごく古いものをずっと使い続ける、つまり平成28年のを使い続けるというと、何となくかなり古いものをずっと使い続けるんですねというふうに聞こえてしまうので、その説明が誤解を招くのではないかなと。名簿はどんどん新しいものに更新して、ただ単にターゲットとして狙うものをどこに設定するかという話だと思うので、そこがやっぱりちょっと誤解を招くのではないかなと思いました。

以上です。

○樫委員長 引き続き御回答をよろしくお願いいたします。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 ありがとうございます

ます。そのとおりでございまして、実は従前は経済センサスを抽出に使っていたのですが、そこについては事業所母集団データベースを使いなさいと統計委員会からの御示唆もございましたので、今は最新の事業所データベースの方を使わせていただいておりますので、まさに御指摘いただいたとおりの状況になっております。

○樫委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、樫委員から手が挙がっていると思います。よろしくお願ひいたします。

○樫委員 申し訳ありません。11ページ目のところに米印があって、同時に賃金と労働時間指数の方も改訂するという話を書いてあるのですが、細かいことで申し訳ないんですが、確認させていただきたい。まず、1月分の確報以降に公表する指数を2020年基準に直すと、あるのですが、速報はどうされるのでしょうか。速報にも実質賃金指数があったと思うのですが、C P I の2015年基準は1月分は出ないのではないのでしょうか。

それから二つ目として、できれば、ユーザーが将来、昔どういうことが行われたかということが分からなくても、指数を使っていろいろな計算ができるようにしていただきたいと思うのです。そのときに、今、賃金指数は1月のところでサンプル入替えに伴うギャップがあったはずですが、遡及改訂されるときに、それも全部きれいにならして段差がない指数にさせていただけるのでしょうか。

それから、今は毎月勤労統計調査の見方として、水準は指数で見なさい、そして前年同期比の変化率は継続標本による前年同期比を見なさいという、注釈がついています。これは遡及改訂すると、継続標本による前年同期比はもう使わなくても、指数の伸び、前年比を見ればよいということになるのか、その辺もどういうふうを考えればいいのか説明していただくと有り難いと思います。

○樫委員長 これも、厚生労働省、よろしくお願ひします。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 御指摘のとおりでございまして、2015年基準の消費者物価指数でございすけれども、こちらについては換算指数というのが出ると聞いておまして、そちらを使いたいと思っております。ですので、速報については非常に暫定的な指数になるかと思ひます。2020年基準の方は、ウエイトが変わった指数をそのまま使うのですが、そこところはイレギュラーな対応を予定しております。

○樫委員 2015年基準と2020年基準ではC P I の上昇率は違っていると記憶しています。速報では実質の数字の作り方が違ってきて、連続性が無くなってしまうのではないのでしょうか。私の勘違いかもしれませんが、確認していただければと思います。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 そのところは、2020年基準に速報時点で変えるということがなかなか事務的に難しいので、そこは暫定的な取扱いということで、ベンチマーク更新をするのが確報からになるので、速報時点ではちょっとその数字が作れないということになります。そこについては、何かしら検討するといひますか、ちょっと考えなければいけなひかもしれませんけれども、今は暫定指数を使うという予定でございす。

○**樫委員** どういうふうに出すのかということをおあらかじめちゃんとアナウンスしておかないと、混乱が起こる恐れがあるので、十分注意していただければと思います。

○**井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官** 事前にそこについては周知をいたしたいと思っております。

あと、指数の段差の扱いでございますけれども、ここにつきましては、賃金・労働時間指数については段差の解消をするような遡及改訂はしないということにしておりますので、段差が残ったままになります。ですので、従前のようなギャップ修正をしていない指数で前年比を見ていただくと段差がそのまま出てくるというような形になりますが、共通事業所の増減率というのは同じ事業所の比較になりますので、それはそのまま使えるかと思っております。

○**樫委員** 遡及改訂で指数の動きは変わるが、前年同月比の伸び率は共通事業所を使い、それは指数の遡及改訂する前と同じものということですね。

○**井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官** 結果的にそうなるのですが、すみません、ちょっと資料の方は分かりにくく書いておりますけど、指数を改訂するのは基準時の更新だけでございますので、いわゆる平行移動しているだけになります。

○**樫委員長** よろしいでしょうか。

○**樫委員** ちょっとすぐには理解できないので、すみませんが、もう少し考えて、また御質問させていただければと思います。

○**樫委員長** また御質問いただくということで、少し回答いただくことを後ほどよろしくお願ひします。

引き続き、伊藤委員から手が挙がっております。伊藤委員、よろしくお願ひします。

○**伊藤委員** すみません、ありがとうございます。ちょっと私もまだ十分細かいところまで理解していないかもしれないんですけども、ベンチマークの更新については、非常に細かいところまで検討されているというような印象は受けました。ちょっとよく分からないところが、令和元年度の経済センサスの労働者数というか、従業者数というのは、あまり信頼できないという理解でいいんですかね。もしそれがあまり信頼できない数字なのであれば、今現在、令和元年の経済センサスとして公表している労働者数のデータというのは大丈夫なんでしょうかという気もしてきてしまったんですけども、その辺、どういう議論がなされていて、かつ、経済センサス側へのフィードバックとかあるのかとか、今、公表しているこの令和元年の経済センサスの結果、このまま出しておくというので別に構わないのかというか、利用者側はそれを信じて経済センサスのデータを使っていると思うんですけども、その辺に関してはどのような状況なのかも教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** これについて補足いただけますでしょうか。

○**井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官** 所管でない私どもでお答えしていかどうか分かりませんが、令和元年の経済センサスは新設事業所について公表されているという認識をしておりますので、既設のところについては労働

者数は公表されていないといいますが、事業所数についてはあるのですが、労働者数についてはないものと承知しておりますので、利用上はそのまま使えるものだと思います。

○**樫委員長** よろしいでしょうか。

川崎委員からもう一度手が挙がっていらっしゃるんですが。

○**川崎委員** ありがとうございます。これは質問というよりも委員会運営としてのお願いなのですが、これ、あまりにもテクニカルで、この本委員会でじっくり議論するには委員会の時間が足りないかと私は思うんですね。ですので、例えば質問をメールで受け付けて、それをまた後でお答えいただくとか、あるいは何か懇談会みたいな場で特に関心の高い有志の委員だけでも結構ですので、ちょっとじっくり初歩的などころから1回丁寧に御説明いただくような機会を別途設けていただいた方がいいんじゃないかと思うので、今のやり取りを聞いていまして、私も、例えば樫委員の御質問は非常に共感、よく分からないなと思いながら聞いているところでもあるので、それを限られた時間で御説明いただいてもちょっと限度がある気がするんですね。何かちょっとそういう運営の仕方を工夫していただいたら有り難いと思います。せっかく丁寧に御説明しようとしていただいているので、これをここで終わらせるのはちょっともったいない気がしましたので、運営の仕方としてお願いできたらと思います。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。川崎委員の御指摘どおりだと思うので、基本的に、まだ本件、いろいろなテクニカルな質問はあるかもしれませんが、これは委員の方から受け付けてメール等で回答するというので、この委員会の中では私どもの判断をある程度示すということですのでよろしいのではないかなと思いました。よろしいでしょうか。

○**井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官** 承知いたしました。私の説明が不十分でございますので、メールをいただければ御説明いたしたいと思います。

○**樫委員長** いえいえ、とんでもありません。非常にテクニカルな話を皆さん……。

○**井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官** 御説明いたしたいと思います。

○**小山総務省統計委員会担当室次長** 一つだけいいですか。

○**樫委員長** では、事務局から関連してよろしく申し上げます。

○**小山総務省統計委員会担当室次長** すみません、事務局から申し上げます。

先ほど、このベンチマーク変更の内容について説明を公表のときにさせていただくということでもいいかと思いますが、ユーザーがおりますものですから、その方々にこのベンチマークの変更がどういう影響を及ぼしたかということを示すだけであれば有り難いと思います。先ほど常用雇用の定義変更に係る話もされておりましたけれども、これは月次の統計の方にはもう既に平成30年の1月に出ているもので、ベンチマーク変更はここに挟みますので、ベンチマークでもこの影響は今後出てくるということかと思っています。このベンチマーク変更は上下両方に行くものだと思うのですが、よく言われているのは、日雇等の

1か月未満の契約の方が抜けるということで数字が下がる方向になると思います。ただ、一方で、1か月ちょうどという方も増えますので、そこは差引きもあるかと思うのですが、そのような影響がどっちに出るかということはアプリアリに言えるかどうかというのはよく分からないんですが、先ほどそれでプラスマイナス1%ぐらいというお話を以前の分析からおっしゃったと思うんですけども、その分析の背景が何かということと、それと、先ほど令和3年5月で段差が常用労働者数でマイナス2.3%というお話がありましたが、それに対しての1%、これ、最大ということでしょうけれども、その大きさの評価というのが大きい、小さい、2%に対する1%ということですからそれなりだと思うんですが、そういう話もしていただければと思いますし、さらにはそれが、この統計は賃金、給与のところが目点ですので、そちらの影響がどうなるかということもお話いただくと有り難いかと思います。

もう一つは、外部の方からの指摘もあったとおり、事業所の層間移動した際に母集団労働者数が増えたり減ったりするという事だと思っておりますが、それが増える方向になりがちであるという話があったかと思っておりますが、その影響もベンチマークの変更で是正されるというか、正しい方向に戻る、修正されるということだと思っておりますが、そのような影響がどのぐらいになるかとか、あるいはそれが定性的にどういう影響を持つかということも、その際に示していただくと有り難いかと思います。

事務局からは以上です。

○樫委員長 よろしいでしょうか。お願いできますでしょうか。

○井嶋厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室分析官 今御指摘ございましたように、定義変更による賃金の影響と申しますか、経済センサスの常用労働者数の変化、すなわち毎月集計する際のウエイトの変化と、それから調査対象となった事業所の調査票に記入する賃金の影響と二つがあったと思っております。そのうち調査票に記入する賃金の影響というのはもう既に30年の1月で出ておまして、あとは経済センサスの変化と申しますか、ウエイトの変化だと思っております。ここについては、経済センサスから情報が得られないものですから、過去においてはいろいろな統計を使って試算をしました。その結果、それが常用労働者数で言うと1%、それぞれを最大に見積もってということでございました。実際はもっと小さなオーダーだと思っておりますが、なかなかそれ以上の分析ができていないところがございますので、もう少し何かできないか御相談しながらやっていきたい、そのようなものもできれば出したいと思っておりますが、なかなか難しいかなと思っております。

それから、規模変更についてでございますが、毎月勤労統計調査の傾向と申しますか、例えばサバイバルバイアスとかそういうのもあって、一定方向にもしかするとそのような傾向が出てくるのかもしれませんが、そのようなもの、あるいは雇用保険の補正というのでもやっておりますので、その辺につきまして、今どうなるというのはちょっと申し上げられないですけども、その辺も含めましてワーキンググループで検討したいと思っておりますので、その辺もまとめましたらまた御報告させていただきたいと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。まだ議論尽きませんが、いずれにせよ、

先ほど申し上げましたように、テクニカルなことに関心があったり、あるいはコメント、疑問等もあれば、是非厚生労働省の方に寄せていただいて、それに対して回答いただくというスタイルにさせてください。

一応、私の方で取りまとめさせていただきますけれども、今回説明いただいた毎月勤労統計調査におけるいわゆるベンチマークの更新等につきましては、母集団労働者数の推計と実績との乖離を早期に是正する、そのために行うことで、これは統計精度の向上に資するものであるということで、皆様方、これはやった方がいいという形のことはコンセンサスだったのではないかと思います。

一方で、統計調査においてこの種の大きな変更がある場合に、利用者の理解促進という面において、川崎委員からも指摘されましたけど、変更の内容を分かりやすく説明するということが必要。それから、もう皆さん方から出てきたと思うのですが、変更による影響について情報提供を行うということ、これが必要だと思います。今回、変更の影響評価を行って公表していただく、あるいは統計委員会にも御報告いただけるというような御説明になったと理解しておりますので、その内容については今回の議論を踏まえたものとしていただければというふうにお願いしたいと思います。

なお、本件は、本来、調査方法の変更に係るものではなくて、申請事項というものではないのですけれども、幅広く統計委員会に御説明いただいたということで高く評価できるのではないかと思います。各省での今後の参考にしていただければと思います。

どうも今日はありがとうございました。非常にテクニカルな話も含めてですので、委員方、非常に関心事だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

厚生労働省、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

総務省におきまして、令和4年度における統計リソースの確保状況につきまして取りまとめたことですので、総務省政策統括官室から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 総務省政策統括官室でございます。資料3を御覧いただければと思います。令和4年度における統計リソースの確保状況について、御紹介をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。昨年の6月30日に、統計委員会から令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議をいただきました。この建議におきまして、統計リソースを重点的に配分すべきとされた取組について、各府省が確保した令和4年度の予算、機構、定員の概況をまとめております。まず、令和4年度の統計に係る予算は全体で334億円、そのうち建議の重点分野に該当する予算は99億円となっております。次に、機構については、データを活用した事務運営に向けた体制整備ということで、財務省、具体的には国税庁のデータ活用企画官が認められまして、それに関連する定員が3名措置されております。また、定員につきましては29人が認められました。内訳として、新規の増が10人、振替が19人となっております。

2 ページ目を御覧いただければと思います。こちらは府省別の予算額をお示ししたもの

でございます。建議の重点分野の項目別に予算額を記載しております。総務省の予算が8割以上を占めておまして、その中でも「(1) デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等」の割合が非常に高くなっているということでございます。

次に、3 ページ目、御覧ください。こちらは府省別に措置された定員の状況をお示したものでございまして、同じく建議の重点分野の項目別に記載をしております。人数的には、総務省及び厚生労働省で8名、次いで内閣府で4名等の定員が措置されているということでございます。

続きまして、4 ページ目、御覧いただければと思います。建議の項目別に認められた主な予算、定員の具体例を記載しております。まず、「(1) デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等」でございます。その中の予算ですけれども、まず、「②システムの見直し、デジタル機器の活用等による業務効率化」の中で、総務省、令和4年就業構造基本調査で、調査の状況を一元的に把握できるシステムの導入に係る予算が措置されました。それから、④のところ、「調査の経路機関や統計調査員等の負担軽減等」としまして、こちらも総務省でございますが、経済構造実態調査に係る予算が措置されました。こちらは、経済産業省所管の工業統計調査、こちらを経済構造実態調査に包摂するというもので、一部、今まで調査員を活用していたものが、今回、全面的に郵送・オンラインの調査となるということでございます。このほか、農林水産省の関係で、例えば①の中で「新技術を活用した実査手法の確立」ですとか、③の中で「農林水産統計作成プロセスモニタリングシステムの開発・運用」など、先進的な取組に係る予算が措置されております。また、右側の定員でございますが、②の中で、こちらもまた総務省ですが、「オンライン化推進のための体制整備」の定員が1名認められております。こちらは、事業所母集団データベースの整備範囲の拡大ということと、それに伴うオンライン化の推進を検討するという事で定員が措置されているということです。

5 ページ目、御覧ください。建議の重点分野の(2)から(4)に関連する予算と定員でございます。予算につきましては、「(2) 統計データの利活用促進」としまして、総務省に、統計マイクロデータの提供やデータ利活用の促進・裾野の拡大を図るための予算が措置されました。それから、「(3) 調査体制の強化と人材の確保・育成」としまして、総務省に、オンライン研修等による統計人材の育成・充実に係る予算、それから厚生労働省も、統計研修事業ということで、研修の運用改善等を実施するための予算が措置されてございます。それから、右側の定員ですが、(2)の「統計データの利活用促進」の中で、農林水産省の「活かすデータベース」の高度利用推進ということで、定員1名が認められております。これは、地域の農林業の実態が見える化するツールということで「活かすデータベース」というのがございまして、今まで統計部局の方のみが活用していたということですが、政策部局の方も積極的にこのようなものを活用することで各種政策を推進するという事でございます。

6 ページ目以降は参考資料でございますが、簡単に紹介をさせていただければと思います。

まず、参考1、こちらは、統計に係る予算と職員数の経年推移を表したグラフでござい

ます。先ほど冒頭申しましたとおり、令和4年度は全体で334億円となっており、昨年度は経済センサスを実施しましたので、昨年度に比べますと減額となっておりますが、例えば5年前の平成29年に比べますと61億円増額となっております。なお、職員数につきましては、毎年4月1日時点の数字を取りまとめておりまして、現時点で令和4年度の数字は手元ございません。

それから、7ページ目でございます。こちらは、各府省における統計リソースの確保・活用事例というものでございます。第Ⅲ期の基本計画におきまして、統計リソースの確保・活用に関する新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じて情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組むこととされてございます。今回、こちら、国税庁の給与支払報告書データを活用した報告者負担の軽減の事例を御紹介させていただきます。この取組は、その報告者の方が、市区町村に給与支払報告書のデータ、こちらはこのような報告データの電子的な提出をずっと推進されているということで、電子的にそのようなものを提出しますと、その控えが報告者の手元に残るということでございます。手元に残った控えのデータを活用して民間給与実態統計調査の回答項目の一部を自動入力するツールを導入することで、報告者の負担軽減を図るといったことでございます。この取組は、令和元年分の調査から導入したということで、下の「取組による効果」というところで、一つ目としましては報告者の方の回答の事務量の削減、それから二つ目としまして記載誤りが削減されたということで、官民双方の事務量の削減でオンライン調査システムへの回答の促進が図られるということで、右側のオンライン利用率、御覧いただければと思いますが、令和2年のところで前年に比しまして約10%増加ということで、かなり報告者負担の軽減、オンライン化の推進がこの取組で進んだということでございます。

最後、8ページ目は、これは内閣官房の行革事務局の方で取りまとめたEBPMに関するリソースの状況ということで、統計改革と車の両輪ということで紹介をさせていただいておりますが、説明の方は割愛させていただきます。

以上でございますが、今般の国土交通省の事案を踏まえまして、今後、さらに政府全体として統計リソースを確保していく必要があると考えてございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願いいたします。川崎委員、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 御説明ありがとうございました。2点質問させていただきたいと思っております。

1点目は初歩的なことなんですが、この資料の冒頭からずっと、確保状況、確保状況と書いてあるのですが、ここで言う確保という意味は、政府予算案の中に入ったという意味の確保であって、まだ予算成立していないのだから、本当の意味の確保って言っちゃいけないのかなと思うんですが、こちら辺、表現上、誤解を生むのではないかと思うので、念のため確認させてくださいというのが1点です。

それからもう1点は、先ほどの国税庁の取組ですね、これは大変いい取組だと思うんですが、もしかしたらこれ、国税庁だけにとどめておくのは大変もったいないことで、他の統計調査にでも、この同じ給与支払報告書データを、給与とかそのようなデータを取る調査であれば使えるような気もするんですが、これは国税庁だけにとどめておくのは非常にもったいないので、広げる可能性はないだろうかと思ったので、その可能性ってこれを調べられてどう考えられたかというのを教えていただけたらと思います。

以上2点です。よろしくお願いします。

○樫委員長 よろしくお願ひいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 1点目でございます。御指摘のとおりでございます、今現在、予算案ということで国会の方で審議されているところでございまして、表現ぶりについては今後検討させていただければと思います。

2点目の国税庁の給与支払報告書データの活用でございますが、現時点で同じようなデータがどのくらい他の調査に活用できるかなどの確認ができていないのですが、まず、この取組自体の横展開という意味では、既に各省と会議の中で共有させていただいているところでございまして、他の調査への横展開の可能性というところも含めまして、また今後検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○川崎委員 ありがとうございます。具体的には、私は賃金構造基本統計のようなものを想定して質問したつもりです。御参考まで。以上です。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 ありがとうございます。

○松村委員 委員長、よろしいですか、関連して。

○樫委員長 松村委員、よろしくお願いします。

○松村委員 今の川崎委員のお話にも関連しますが、私の方も引き続きお願いしたいこととして2点ほどお話しさせていただきます。1点目が、今の川崎委員の御指摘にもありましたとおり、行政記録情報の活用です。今回、4ページ目の右上のとおり、厚生労働省や経済産業省が行政記録情報活用に向けた人員確保をやっていただいております。また、今、この7ページで御説明いただいた給与支払報告書データの事例もありますが、こうしたことを皮切りに、是非行政記録情報の活用、これは官民の統計コストの削減に加えて統計の精度向上も非常に期待されると思いますので、引き続きの活用に向けた検討をお願いできればと思っております。

2点目として、省庁横断的な取組の必要性です。昨年の建議でも重点分野として整理いただいたデジタル技術を活用した統計を作成していくためには、総務省統計局や新設されたデジタル庁などを司令塔にして、各省庁との横連携が不可欠だと思います。例えばデジタル庁で言えば、新しいデータベースとしてベース・レジストリの構築に取り組んでいただいておりますが、こうした取組の議論の中でも、例えばIDの未整備や報告者の同意の必要性といった、省庁間で連携が求められる内容がまだ多々あると思っております。第IV期

基本計画の課題となるのかもしれませんが、省庁間連携へのリソースの確保ということも引き続き御検討いただいて、統計の精度や効率性向上に資していただければ有り難いと思っております。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

御回答ありますか。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、御意見を踏まえながら引き続きの検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

では、引き続き、清原委員、よろしく申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

1点目は、川崎委員、そして松村委員がただ今おっしゃったことと同じ意見でございまして、やはり行政記録情報、ビッグデータ等新技術の統計への活用というのは大変重要だと思っております。7ページの国税庁の取組などが、より他の府省でも広がっていくことを願っております。

2点目は、本日御報告いただきました資料は、令和4年度における統計リソースの確保状況、とりわけ統計委員会建議において重点配分すべきとされた取組ということでございますから、当然、私が申し上げることに係る資料が含まれていないのかなと思っておりますが、先ほど松村委員もおっしゃいましたように、昨年9月にデジタル庁が創立されました。そして、私たちの建議は昨年の6月に提出しているということで、デジタル庁については直接的に建議として触れてはいないのですが、例えば資料の2ページ、3ページは、私たちの重点分野の整理ということで府省名があるのですが、デジタル庁の中で統計に関することで私たちの重点的な提案と関連する取組があれば、今日でなくて結構ですが、お知らせいただくと有り難いです。

関連して、2ページには国土交通省が記載されているのですが、3ページの表には国土交通省がありません。これも昨年の早い段階での建議でございましたので、国土交通省の今回の事案が発生する前に私たちとしては提案させていただいているので、国土交通省の情報が必ずしも反映していないのかもしれないのですが、関連して、私たちの建議との関係ではなく、今回の事案を踏まえて国土交通省の方で対応された内容をお持ちでしたらお願いします。繰り返しますが、私たちの重点配分とされた取組への対応として今日は資料を用意していただいているんですけども、関連情報として、国土交通省で来年度予算に向けて補強されたところがありましたら教えていただければなど、このようにお願いでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○樫委員長 これ、今日でなくてもとありましたけど、分かりますか。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 すみません、今、私の手元にデータがないため、デジタル庁の取組について確認をさせていただければと思

います。

○樫委員長 よろしく申し上げます。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室企画官 1点だけ、デジタル庁の関係で補足でございますけれども、今回の統計予算については、システム関係はデジタル庁から一括して要求されますが、この資料の各府省の金額の中にはシステム関係の経費も含まれております。各府省からデジタル庁で一括して要求した経費も含めていただいておりますので、デジタル庁分が抜けているとかそういうことではないということだけ一応補足をさせていただきます。

○清原委員 はい、了解です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 すみません、国土交通省、よろしく申し上げます。

○櫛田国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 国土交通省でございます。今後の体制の整備につきましては、現在、国土交通省の再発防止策検討・所管統計検証タスクフォースにおいて検討を進めてございますので、このタスクフォースの検証結果を踏まえて必要なリソースの確保に向けた検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○清原委員 突然すみませんでした。前向きに、是非この際ですので、リソースの拡充に向けて御努力を継続していただければと思います。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

続いて、白塚委員、よろしく申し上げます。

○白塚委員 ありがとうございます。二つ確認ですが、一つ目は、今までのお話と一緒に、この7ページの国税庁の事例、非常にいいと思うのですが、こういう事例というのは給与支払報告書データに限らないと思うんですね。ほかの報告でも同じようなことができる可能性があるのではないかと思うのです。先ほど横方向への展開という話をされていましたが、横方向への展開というのは、必ずしもこの給与支払報告書データだけではなくて、同じような試みが他の報告と何か統計のセットでも可能ではないかとか、そういうこともきちんと検討してほしいということを含めて横展開しているという理解でよいのかということを確認させてください。もしそうでなければ、その点をきちんと横展開という意味では強調して、こういういろいろなデータを再利用する可能性がある統計があるのではないかという視点でもう少し活用の余地を考えてほしいというところが、一つ目の質問というか、お願いです。

もう一つ、ちょっと細かいことですが、その前の6ページの予算の推移のところですが、これ、分かるんですが、例えば国勢調査をやるとそこで膨らむとか、さっきの説明だと経済センサスの部分が増減が影響するとか、そういう毎年じゃなくてある程度の頻度で間隔を空けて行われる大きな統計の予算を除いたベースで、実勢のベースでこの統計に割かれている予算がどうなっているのかということが分かるような数字を示してもらえる

ともうちよっといいいのではないかなと思ったのですが、そういう実勢ベースの数字が是非教えていただきたいというのが二つ目です。

以上です。

○樫委員長 これもよろしくをお願いします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 ありがとうございます。まず、1点目につきましては、御指摘の趣旨、非常に理解できますので、そのような他の行政データが統計調査にいかにか活用できるかといったところを含めて、今後、いろいろと検討を進めていければと考えてございます。

それから、先ほどの6ページのお話でございますが、例えば国勢調査を除くとか経済センサスを除く、あとは周期調査を除くといったこと、可能ではあると思いますが、ただ、一方で、それ以外のところが毎年同じようにやっているかという、必ずしもそうではございません。例えば経常調査に限ってとか、どういった形がうまく比較できるかというのはいかなり難しい面がありまして、今までこういう形でお示してきたところでございますが、何ができるか考えてみたいと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

最後に、篠委員から手が挙がっております。篠委員、よろしくをお願いします。

○篠委員 資料どうもありがとうございます。それで、統計リソースの確保状況のところでございますけれども、見せていただくと、開発型の案件というか、項目が非常に多いなと思えました。それで、希望なんですけれども、開発型ですから、うまくいかないという場合も、有効でなかったという場合もあると思うので、もしこれが予算化されて実施されるようであれば、有効性の評価をその後必ずやっていただきたいなと思いますというのが1点で、うまくいかない場合もあるということを見ると、この開発型ではなくて、既存のというか、今の3ページの表でいうと調査体制の強化と人材の確保・育成のところですね、このところがお金も人が一番少ないことになっているので、底力というか、基本の力量を上げるためには、これ、一番重要だと思うので、要望というか、お願いというか、何なんでしょうね、希望ですかね、ここのところに、既存の一番ベースになるところにもある程度の予算配分があってしかるべきかなと思えましたというのが2点目でございます。

以上です。

○樫委員長 いかがでしょう、これは。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 開発型というのはおそらくシステム系の話ということかと思えます。システム系の、例えば次の要求に向けての評価等が何らか行われていると思うんですが、御指摘を踏まえまして、そこら辺もうまく回っていくような、そのようなところの評価は必要かなと感じております。

○篠委員 すみません、実際、それが運用された後、つまり、お金が下りて開発をやった後の話としてちゃんとそれを評価していただきたいということを言っているのですが、取れないの話ではないのですが。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室企画官 すみません、ありがとうございます。そのような評価ということに関しても、各府省の方で一定程度やれる

部分はあると思いますが、委員のおっしゃられた趣旨も踏まえて考えていきたいと思えます。あと、予算で、(3)の調査体制の強化と人材の確保・育成のところの予算額が少ないというお話もいただきまして、こちらに関しても、今後、重要な分野だとは思っておりますので考えていきたいと思えますが、おっしゃられた開発型のものはどうしてもお金がかさむ部分があり、予算としては上がってくるころがあつて、一方で、体制の強化や人材の確保・育成というのはなかなか予算に表れない部分も少しあるのかなという印象もあります。ただし、取り組んでいかないと今後立ち行かないところかなというようには思っておりますので、委員の御意見も踏まえて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○篠委員 よろしくお願ひいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございます。

それでは、時間がかかり押ししてしまいましたので、私からコメントさせていただきます。

統計委員会では、今般の国土交通省の事案を受けて、再発防止あるいは統計作成のデジタル化、それから先ほどから議論が出ている統計人材の育成など、公的統計の改善施策の取りまとめを行うことにはしております。統計委員会としては、改善施策の取りまとめに当たって、各府省における統計リソースの確保を重視し、支援してまいりたいと思っております。そのためにも、ただ今報告がありました統計リソースの確保状況を引き続き注視してまいりますし、その展開の状況等々も見てまいりたいと思えます。各府省におかれましては、是非令和5年度以降も改善施策も踏まえて必要な統計リソースの確保に努めていただき、統計の品質確保にしっかりと取り組んでいただくようお願ひしたいと思えます。

私の方は以上です。

御説明どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。ちょっと予定が30分ぐらい延びるかもしれませんが、委員の皆様、恐縮ですけど、御容赦いただければと思えます。建設工事受注動態統計調査についてです。

本日は、先月に設置されました公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について、まず御報告いただきます。

特別検討チームの座長の川崎委員、よろしくお願ひいたします。

○川崎委員 川崎です。それでは、時間も押ししておりますが、できるだけ簡潔に御説明させていただきますと思えます。

今、御紹介をいただきましたとおり、この特別検討チームにつきまして、私、座長を仰せつかっております。これにつきましては、1月26日の企画部会でこのチームが設置されたということで、皆様御存じのとおりです。

これは、2ページ目を御覧いただきますと、ここにもありますように、設置の目的が書かれております。大きく言えば、この度の国土交通省で発生した問題を踏まえた政府統計全体の課題抽出、それから、全府省の基幹統計調査の集計プロセスにおける重大リスク事象の点検、それから、問題の未然防止、適切な対応、そして総合的な品質管理のための対策立案といったところがミッションとなっております。

これまでこの検討チームにつきましては、既に2月4日と2月16日の2回、会合を開催しておりますので、この内容をざっと紹介させていただきたいと思っております。

もう一つだけ、このページの下の方にありますことについて申し添えますと、メンバーは、委員、それから臨時委員、専門委員、本日もお見えの方々がほとんどですが、5名で構成されております。それから、下の方にオブザーバー、審議協力者がございますが、椿委員長、大変御多忙ではあるのですが、できるだけ時間の許す限り御参加いただけるということで、オブザーバーとして参加いただいておりますが、これまで2回とも御出席をいただいております。それからもう一つ、重要なところなのですが、審議協力者といたしまして3名の方に御出席いただいております。これは、一番上の鈴木和幸先生、電気通信大学の名誉教授でおられますが、信頼性工学、クオリティマネジメントの大家ということで、大変貴重なアドバイスを既にいただいております。それから2番目の鈴木督久先生は、民間の調査の御専門の方で、また調査実務に大変詳しい方ということで、その面からもアドバイスをいただいております。それから下野僚子先生は、品質マネジメントということで、特に、例えば医療とか、いろいろな業務でのミスが起こらないようにどうするかと、そのようなことにも大変明るい方なので、この面でもアドバイスをいただいております。これだけの方々に進めております。

それで、まず、2月4日の第1回の会合について申し上げますと、これは特に資料には書いておりませんが、私からチームの皆さんに、審議のスタンスとして三つのことを共有させていただくように、まず前置きで申し上げました。

一つは、言うまでもないことですが、その検証作業は、未然防止の在り方を考えるために行うということが目的であって、過去に起こったことを批判するのが目的ではないということですね。これは、鈴木和幸先生もよくおっしゃるんですが、後知恵でいろいろ批判するのは誰でもできると。大事なことはむしろこれからのことだというふうにおっしゃっておられまして、これはまさにその精神を生かした趣旨であると思っております。

それから2番目に、これは前回の委員会でも御発言がありましたけれども、ヒューマンエラーをできるだけ少なくする必要はあるけれども、これを皆無にするのは極めて難しいということ。そういう中で重大リスクの事象をいかに抑えるかと、そういう観点が重要だということです。

それから3点目は、これも当然のことですが、問題の発生がいろいろなフェーズで異なります。未然防止をすることは最大の狙いですし、また、早期発見あるいは発見後の適切な対応ということで、このような観点で整理をしながら議論していこうということで申し上げます。

その上で、既に委員会でも示されておりますが、委員長から示されました精査の視点というメモがありますが、このような考えにも沿いまして、国土交通省からのヒアリングを行う、またメンバーでの意見交換を行うというところです。

その第1回の議論の整理ですが、これは次のページの表を御覧いただければと思います。

これは、左側の列に第1回会合で提起された課題と書いてございますが、これは第1回の議論を整理したものです。これは一つ一つ申し上げるのは省略させていただきますが、

大きく四つの分野に分けております。

一つは、トップマネジメントの取組、認識ということです。これはいろいろございますが、この中で特に重要なのが、これは鈴木和幸先生がよくおっしゃられていることですが、この1番目の黒ポツに書いてあるS、L、Q、D、Cと、これのプライオリティーが大事だということをよくおっしゃってしまして、民間の方でもこれを重視して、トップマネジメントが認識し、また、組織内に訴えるようにということをおっしゃっていますが、これは官庁でも同様ということです。これ、S、L、Q、D、Cの略称はこの中にございますので御覧いただければと思いますが、この中で忘れられがちなのがQのところ、セーフティー、リーガルは当然守るとして、Qが結構後ろ側に来る例があるということで、ここが大事だということ。ということで、これをトップマネジメントがきちんと組織内にその理念を徹底するということが大事だということがある。これがきちんとできているかということ。

それから、②の方ですけれども、これはP D C Aサイクルの確立ということで、このような仕組みをきちんと組織の中で継続的に改善できるように取り組んでいくということです。これにつきましても、これが国土交通省のヒアリングの中できちんとできているかということを確認させていただいておりますが、残念ながらこの取組は十分でないということがありまして、ここは非常に重要なポイントになるということでもあります。

それから3番目ですが、問題の未然防止あるいは早期発見ということですが、これもまた大変重要なポイントですけれども、これ、調査の実務としての課題がありますし、あるいはシステム上の課題がありますし、また、それを支える人材の課題があるということで、大きく三つに分けて捉えております。このようなことを国土交通省のヒアリングの中を通じて委員の方々から整理して出していただいたということでもあります。この中で特に重要だと思いますのは、これ、調査実務あるいはシステム、どちらにも係るのですが、これも鈴木和幸委員の御指摘ですが、よく起こるリスクというのは3Hというものに集約されるという御説明がありました。3Hというのは、「変化」、「初めて」、「久しぶり」ということでして、こういうときに非常にエラーが起りやすいということで、ここを重視する必要があるだろうということで、このような変更の管理、あるいはめったにないことをやる時、あるいは初めてのことをやる時、このようなときに特に重点的な点検が必要であろうということ、これがこの議論の中で出てきたことです。

それからその他、この黒四角のところは省略させていただきますが、その次の④ですが、問題発見時の対応ですね。これは国土交通省の場合、残念ながら、問題の存在を認識しながらも、きちんとそれに取り組んでいく、あるいはオープンしていくという姿勢が欠けていたということですが、このところが、既に取組としては誤り発見後の対応ルールというものがありながらも、これが十分浸透していなかったため、このようなことが大事であるということです。また、この中の2番目の黒ポツに書いてありますとおり、誤りを発見・報告した者に不利益が生じない環境づくり。これは言うは易くで、なかなか実行が難しいところではあるのですが、これは国土交通省の検証委員会でもやはり、誤りを発見した者にネガティブなプレッシャーがかからないようにする必要があるという記述もたしかあっ

たかと思えますし、総務省の対応精査タスクフォースでも同様な意識がありましたので、この辺りのことは問題意識として書いてあるということです。

その他のところは、今後の取組でどのような姿勢で対策を考えていくかということですので、これは説明は省略させていただきます。

これが第1回の議論を要約したものです。

その上で、第2回は、これらの課題に即して現在の取組がどうなっているということをヒアリングしてまいりました。これ、2019年の毎月勤労統計の問題が発生して以降、政府の中でいろいろな取組を検討されまして、ここの右上のところにあります、表頭のところにあります統計行政新生部会報告というものが2019年の終わりにまとまりました。これを踏まえて、その翌年に、順次、政府の方でいろいろな取組を進めていったということで、この取組の中心となっております総務省、そして内閣官房の担当の方々からどのような取組をしているかということを知っております。

これは中身を一つ一つ申し上げるとちょっと時間もかかりますので、もし機会がありましたら、委員会の皆様もこの辺りの説明をお聞きになればよろしいかと思えますが、ポイントだけ、項目だけ申し上げますと、まず、1番目のトップマネジメントについては、このような意識の浸透については、令和3年2月に「統計行政運営ビジョン」、これは政府挙げての統計の理念ですね、そのようなこと。それから、「政府統計職員の心得」といったものを各府省でも作っていくということで合意ができておりまして、このようなものが今、浸透の途上であるということかと思えます。

それから②についてですが、これ、まず1番目のところは、実はこのPDCAサイクルを回す何よりも大事な基本は、やはり基本となる標準あるいはマニュアルといったものの整備であるということです。これが、マニュアルどおりやっても失敗したのか、それともマニュアルどおりにできなかつたから失敗したのか、このようなことをきちんと検証することが必要であるということで、マニュアルが大事だというのが大変強調されていますが、残念ながら、そのマニュアルを作るというのが意外と難しく、今、政府の中で横断的といいますか、ひな形としての統計作成のマニュアルを作っていると。それが、これまた全ての統計調査をカバーするガイドブックを作るのは大変だということで、令和3年9月、昨年9月に試行版ができて、今、それが普及の途中であるということの報告がありました。

それから、その次の黒ポツですが、これ、統計作成プロセス診断というのがこの中で行われているわけですが、これは統計委員会の方でも統計作成プロセス部会というところで中心となって検討しておりまして、またそこにタスクフォースも設けられておりますが、このようなところでプロセスの診断を行っていくということになっておりまして、その整備状況を確認しております。

それから、三つ目の黒ポツ、これはちょっと異質なものかもしれないんですが、大変重要だと思いますので少し詳しく申し上げたいと思えますが、これ、左側の方の欄の一番下の黒四角、標本設計、推計方法等の記述とか、このようなものの妥当性の確認というところと関係しております。これはどうしてこのポイントが挙げられているかと申しますと、建

設受注動態統計調査については、古くは平成23年の統計委員会の産業統計部会の中で審議が行われていたという経緯があります。そこで、あるいはその審議の中で、このような標本設計とか推計方法について詳しく調べていけば、もしかしたら、当時、問題が発見できたかもしれない、あるいはできなかったかもしれないという可能性があります。いろいろ昨年12月から今年の1月にかけての対応精査タスクフォースでの検討では、やはりどこまで行ってもこの問題は発見できなかったであろうという結論にはなっておりますが、しかし、今後のことを考えますと、特に標本設計や推計方法については、統計委員会の中でも、特に部会審議等でしっかり議論するということが必要ではないかということで、これをどう統計法の手続、いわゆる承認申請の手続ですね、この中でどう扱うかということが話題でした。そこで、右側のことなんですが、今、承認申請の事務がどのようになっているかということで確認をしました。その結果、総務省の担当の方からは、この事務マニュアル、この承認申請の事務自体にもマニュアルをきちんと整備しているということで、その内容もかなり改正をしながら対応しているということで、そのような標本設計、推計方法についても一定の記述があるという御報告がありました。これで十分かどうかということはありませんけれども、少なくともそういう取組ということですから、この辺りは今後さらに検討していく必要があるかと思えます。

少し長くなってまいりましたが、この後、続きまして③のところに参加すると、令和3年、問題の未然発見、それから早期発見ということに関連してですが、右側の1番目の黒四角は、先ほど申し上げたお話と重なりますが、統計作成プロセス診断の対応が進行中であるということです。現在、試行を進めていると。これが年度内に行われ、さらに年明けでだんだんと具体的な試行に入っているというところなんです。

それから、2番目の四角ですが、先ほども申し上げた承認事項に関する事務マニュアルですね、これが、ある程度整備されているということです。

それから、次のボックスのシステム等に関する課題ですが、これにつきましても、統計作成プロセス診断の中で要求事項を策定し、試行ということですが、この中では委員から御提案が出ております。例えば、できるだけシステムを標準化するという観点から、そうやることで無用なエラーの発生を防げるのではないかとということです。例えば、電子調査システム、e-Surveyといったようなシステムとか、あるいは集計上のツールをもう少し標準化するようなことをしてはどうかというような御意見もいただいております。

それから、続きましてその下ですが、人材に関する課題ということで、これは令和2年度以降、既に研修が開始されていて、かなりの数の方が受講されているということだそうなんです。このような実績を報告していただいておりますので、今後、これをさらに引き続き加速していただくようにというふうに考えております。

また、その下の統計作成支援センターということです。これ、国土交通省の問題について言えば、やはり抱えている課題をざっくりと相談できる機会がなかなかなかったというのが一つ、問題を複雑化した原因ではないかということもありますので、そのようなことも含めると、このような統計作成支援というところで相談ができる体制を作っていくということで、運用が開始されておりますが、まだ利用が十分でないというところかと

思いますので、これをさらに加速することが必要だろうという認識でございます。

それから、その次の④ですけれども、これも割と大きな問題なんです、国土交通省の場合、この1番目のところにある分析審査官ですね、これが配置されていても十分機能していなかったのではないかとということで、これの実態についてのヒアリングもしております。これについては、体制はしっかりできていますが、どうやら実態としては府省間に落差があるのではないかとということです。国土交通省の場合、不幸にしてこの対応は十分でなかったというところもあるようなんですが、例えば統計作成プロセス診断という方を進めている中では、ある程度しっかりと分析審査官が機能しているところもあるということもありますので、このようなところをどうしていくかというのが課題であろうかと考えます。

それから、もう一つ重要なのが、その次の四角の先ほども申しあげました対応ルールですね、これがまだ残念ながら徹底していないところがあるということのようです。このようなところの徹底をどうするかということが課題であると考えます。

ということで、以上ざっと申しあげましたけれども、このような課題に取り組んでいくということが今後必要になるということで、問題点の洗い出し、あるいは現在までの取組ということが確認できたということで、この後、引き続きまして、このような重大リスク事象の未然防止のためにどのようなことをしていく必要があるか、あと、そのリスク対応のためにどのようにしていく必要があるかと、このようなことをさらに議論を詰めてまいりたいと考えております。それから、デジタル化の対応ですとか、さらには人材育成を通じた総合的な品質向上のための基盤づくり、このようなところについてさらに議論をしながら取りまとめていきたいと考えております。

以上が、これまでの第1回、第2回までの議論の要約ということです。少々長くなりましたが、以上で御報告を終わらせていただきます。

○樫委員長 川崎委員、御報告ありがとうございました。

質疑に入る前に、事務局から追加で報告があります。先日、公明党の決算・行政監視部会から「統計不正の再発防止に向けた提言」が発出されております。これについては事務局から御報告よろしくお願いたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 事務局から報告させていただきます。

右肩です。令和4年2月14日に公明党の決算・行政監視部会より、金子総務大臣、それから牧島行政改革担当大臣に、今般の「統計不正の再発防止に向けた提言」を頂戴してございます。

内容ですけれども、簡単に。「記」以下、投影いただけますでしょうか。一つ目が、「統計分析審査官」に関する提言。二つ目が、統計作成プロセス診断ですね、「第三者監査」と書いておりますが、統計作成プロセス診断などの仕組みに関する提言。それから、この二つに関する法定化の検討の提言。この三つの御提言をいただいております。

この提言は、2月16日の特別検討チーム会合でも御報告させていただいておりますけれども、親会である企画部会にも併せて御報告させていただきます。

私からは以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問などあればよろしくお願ひいたします。いかがでしょう。

福田委員、手が挙がっていますね。福田委員、よろしくお願ひします。

○福田委員 非常に御苦勞されて、非常によい報告書をまとめていただいてありがとうございます。

○樫委員長 福田委員、聞こえていますでしょうか。ちょっと今、画面というか、言葉が止まって、途切れています。

○福田委員 適切に論点がまとめられていると思います。けれども、公明党部会の論点も非常に大事で、今回問題が再発したということですので、やはり前回の対応の何がまずかったのかということをもうちょっと強調する形でまとめていただくということが重要なのかなと思います。要するに、全般的に統計を正確に作るという論点はもちろん大事で、それはまさしくそのとおりだとは思いますが、同時になぜ再発してしまったのかを丁寧に説明する必要があると思います。そういう意味では、前回も同じような対応は一生懸命されたとは思いますが、今回また同じような問題が起こってしまった。それはなぜなのかは多くの人々が知りたいところです。このため、全般的に統計を正確に作っていく重要性に加えて、やっぱり毎月勤勞統計調査に対する対応の何が不十分だったのかを含めて、再発防止のためにどこを取り立てて強化していかなければいけないのかということももう少し強調していただくというのでもいいのかなと思いました。非常に難しい問題で、決して簡単な問題ではないというのは私も存じ上げていますけれども、そういう観点から議論していただくということでお願ひします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

川崎委員、本件について回答をよろしくお願ひいたします。

○川崎委員 福田委員、御意見ありがとうございます。この話は確かに世の中でも、やはり毎月勤勞統計調査の問題があったのに、それに対する対策があったのになぜという御意見がよくあるので、心してこの辺りを明らかにしていきたいと思います。

ただ、1点、非常に重要なのは、前の委員会でもちょっと私申し上げたのですが、毎勤が起こったのが2019年1月で、その後、いろいろな対策を多角的に検討した結果まとまったのがその年の12月でした。結果として2020年から対応が進められているということですね。他方、国土交通省の問題は、一番最初の問題は平成25年に起こっています。平成25年ですので2013年に遡る問題ですので、そこの問題の発生原因は、これは毎月勤勞統計の対応をどう頑張っても遡っては適用できないので、無理なわけですね。では、その後、何ができたかという、これも国土交通省の検証委員会のプロセスを見ていきますと、毎月勤勞統計調査の問題とほぼ同時並行か、それより少し毎月勤勞統計調査への対応よりも先立つような格好で物事が起こっているという実態があります。唯一重なっているのが、2019年1月の毎月勤勞統計調査の問題が発覚したときに一斉点検を政府全体でやっているのですが、そのときに国土交通省の中で実は担当の方は気づいていたようなんですね。ですから、まだこれは一斉点検をしたばかりの時期なのですが、そのときに気になったというの

が国土交通省内で起こっているんですが、そのときに、このことは報告しないでおうとうというふうに国土交通省の中ではなつたようだというのがあるんです。したがって、これはまさに対策を取るよりも前の出来事なものですから、ただ、むしろ一つ言えることは、あの点検をやったがゆえに、省内では何かおかしいという問題意識が生まれてきたというところはあるかと思ひます。ということで、毎月勤労統計調査の対策がうまくいっていないのではないかという見方をどうしてもタイミング的にされるところがあるんですが、しかし、どうしてもタイムラグ、そしてこの国土交通省の問題が遡って古い問題であるということでもあるので、必ずしも毎月勤労統計調査の対策が効果を上げていないということではないというふうに、今、特別検討チームの方では見ておひまして、むしろ浸透途上であるというふうに見ているのが今の状況であらうかと思ひます。

ですので、今のようなタイムラインを並べてみるとそのことが分かるのですが、ちょっと外から見ると分かりにくい経緯もあらうかと思ひますので、このようなことも整理しながら、今のような現在の取組をどう評価するのか、また、その中で新たな課題はないかということを見て、そういうことを分かりやすくお伝えするように努力していきたいと思ひます。

御意見ありがとうございました。

○福田委員 今の説明、よく分かりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

他に何か御質問、御意見等あれば、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

もちろん、この問題は今、特別検討チームの方で活動中なので、今後もいろいろな在り方、進め方ということを議論して、統計委員会の方に報告いただくということが大前提ですけれども、一応、私の方から現時点での取りまとめというふうなことをさせていただきたいと思ひます。

私自身も、特別検討チームの会合にはオブザーバーでできる限り参加しようと考えております。これまでの国土交通省のヒアリングあるいは総務省のヒアリングを通じて、着実に議論が進んでいると感じているところです。

川崎座長からも報告があったとおり、特別検討チームでの議論は、いわゆる未然防止の在り方、これを考えるために行うのが目的であるということで、過去に起こったことを批判するということが目的ではありません。これは統計委員会がずっと取ってきた立場だと思ひております。

それからもう1点ですけれども、やはり人間系のミスを完全に防ぐということは、産官学どこでも非常に困難であつて、現実には起こっています。それが起こるということが大前提とした上で、重大な問題、リスクのある問題をよく認識した上で、そういうものの発生率をいかにして抑えていくかということです。また、発生した場合に、その影響をいかに最小限に食い止めるか。そういうリスクマネジメントの観点でアプローチするということが重要だと思ひます。このような特別検討チーム自体の審議のスタンスというものは、専門家の委員方の示唆も助言もあるわけですけど、大変重要なものだと私も考えています。引き続き着実な審議をお願ひしたいと思ひますし、私も、遅刻等はあるかもしれませんが

れども、許す限りオブザーバーで会合には参加したいと思います。

最後に、事務局から報告があったとおり、公明党からも提言があったようです。この提言の中には、既に今般の一連の対策の中に含まれているものというのもあると私は認識していますけれども、この提言も踏まえて、統計委員会としてしっかり役割を果たしていきたいと考えているところです。

私の方の取りまとめは以上でございます。

よろしいでしょうか。それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、少し時間延長になってしまいましたけれども、以上をもちまして第174回統計委員会・第22回企画部会を終了したいと思います。本日は御参集ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。